令和７年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（ＥＣ活用推進業務）
公募要領

沖縄県では、「令和７年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（ＥＣ活用推進業務）」を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

１　目的

沖縄県は、島嶼県であり小規模事業者が多いことから、製品の供給力や物流等に課題がある一方で、独自の気候、自然、歴史・文化という強みを背景として、地域の特色を生かした多くの魅力ある商品を有し、国内外から多くの観光客が沖縄を訪れている。コロナ渦の収束は一層進み、アジア近隣諸国からの航空路線の復便や、海外インバウンド客の大幅な回復など、県産品の販路拡大に向けて絶好の機会となっている。

本事業においては、令和５年度調査事業、令和６年度の実証事業をふまえ、旅前、旅中、旅後における消費者の購買行動に加え、「インターネット、スマートフォンの普及に伴う購買行動の多様化」（企画提案書を参照）を踏まえたうえで、実店舗とＥＣ販売を効果的に組み合わせた販売拡大の好循環を実現する事例を継続して創出する。

また、本事業では、ＥＣの活用をより進めるために、一般的なＥＣ市場環境や、沖縄県における一般的な販路拡大における課題を改めて整理したうえで、EC 活用の基本的な方向性を検討する。

２　委託期間

契約締結の日から令和８年３月 17 日（火）まで

３　予算について

本委託業務に係る予算は 11,470,252 円以内（消費税及び地方消費税含む）とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。また、複数提案が採択された場合には、採択後に個別提案について金額調整を行うことがある。

４　応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）日本国内で登録されている企業であること

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

＜地方自治法施行令＞ 第 167 条の４第１項　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（3）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
(5) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
(6) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
(7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
① 共同企業体を代表する事業者は(1)の用件を満たす者とし、代表者が応募を行うこと。
② 共同企業体の構成員は上記応募資格(2)(3)(6)の要件を満たす者であること。
③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(4)(5)の要件を満たす者であること。
④ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
⑥ 共同企業体で応募する場合、共同企業体協定書をその他提出書類企画書等と併せて提出すること。
(8) １提案者(共同企業体で事業を実施する場合は１共同企業体)につき、１つの業務に対する提案は１件であること。
(9) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
(10)これまでに国又は地方自治体から「越境」ＥＣ推進関係業務を受託した実績を有すること。
(11)これまでに国又は地方自治体からインバウンド誘客関係業務を受託した実績を有すること。

5 提案内容の要件

「令和７年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（ＥＣ活用推進業務）」企画提案仕様書のとおり。

6 応募の手続き（スケジュール）

質問受付期間	仕様書等に疑義がある場合、質問書【様式１】を記入し、電子メールにより提出してください。 メールアドレス：aa050075@pref.okinawa.lg.jp ① 質疑受付期間 令和７年４月 10 日(木)～４月 25 日(金) ② 質疑提出先 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 マーケット開拓班 ※ 件名に「令和７年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（ＥＣ活用推進業務）企画提案公募に関する質問」と記載してください。 ※ 回答は本公募に係るページにて掲載します。 https://www.pref.okinawa.jp//shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025075/1032425/1034360.html
提案書提出	応募書類等の提出は、持参又は郵送（簡易書留）により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。 〇提出期限：令和７年５月１日（木）12 時必着 提 出 先：沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 マーケット開拓班 與儀 宛 〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号（沖縄県庁８階） 電話番号 098-866-2340
１次審査	提出された書類に基づく書類審査を行う。 １次審査を通過できる事業者は、原則３社までとする。 〇結果通知予定日：令和７年５月２日（金）17 頃を予定

2次審査（評価委員会における提案者による質疑応答審査）	○開催予定日：令和７年５月 14 日（水） ※　詳細な時間、場所は５月２日（金）までに担当者にメールにて連絡します。 応募者数によっては時間帯・場所が変更になる可能性があります。 ・説明時間 10 分以内、質疑 10 分程度を想定しています。 ・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。 ・紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用はできません。 ・オンラインによる説明も可としますが、説明は提出済の提案書のみを用いて行い、画面共有は不可とします。 ○結果通知予定日：令和７年５月 15 日（木）以降

7　提出書類及び必要部数等

下記(1)～(9)を一連にして８セット（原本１部、コピー７部　※すべて片面印刷）作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、1 部ずつフラットファイル（Ａ４縦）に綴り提出すること。パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、Ａ４横になるよう作成すること。<u>また、必ずページ数を付すこと</u>。

(1)質問票【様式１】
(2)企画提案応募申請書【様式２】
(3)企画提案書【様式３】
(4)事業計画書【様式４】
(5)会社概要表【様式５】
(4)積算書（※１）【様式６】
(5)実績書【様式７】
(6)誓約書【様式８】
(7)共同企業体構成書【様式９】（該当する場合のみ）
(8)共同企業体協定書 ※要押印（該当する場合のみ）
(9)提案者に関する資料
・定款
・履歴事項全部証明書
・納税証明書（法人税、県税、市町村税）
・決算報告書（直近２事業度分）

一連にして8セット作成し、それらをフラットファイル(A4縦)に綴って提出すること(原本1部、コピー7部)。

（※１）積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。
○直接人件費
○直接経費（旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等）
○再委託費（再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。）
○一般管理費（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10% 以内とすること
○消費税「（事業費＋一般管理費）×10%」とすること
（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

8　受託事業者の選定

（1）選定の方法

①　沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。

②　　提案内容の審査は、提出された書類に基づく形式審査及び書類審査（１次審査）を行い、１次審査に合格した事業者を対象に、評価委員会において提案者による質疑応答審査を行う（２次審査）。一次審査を通過できるものは、原則３者までとする。

なお、質疑応答については、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

③　応募者の申し出があれば、オンラインによるプレゼン審査を認める。

④　状況により質疑応答審査を行わず、書面のみで２次審査を行う場合がある。

⑤　評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

⑥　評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

⑦　一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

（2）主な評価項目

選定審査においては、主に次の事項等について審査する。なお、沖縄県所得向上応援企業認証制度、沖縄県人材育成企業認証制度、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証企業である場合、又はパートナーシップ構築宣言の宣言企業である場合は、加点を行う。

①　適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）

②　具体性（提案された調査等の企画内容・実証の手法等が具体的かつ効果的、かつ実証で検証すべき評価指標が明確に定められ、かつそれらが測定可能なものであること）

③　実行性（事業を遂行できる能力・体制、実績を有していること）

④　妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

9　委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

10　その他留意事項

（1）書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）書類作成及び質疑応答の出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

（3）提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。

（4）　契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

（5）契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。

（6）その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

（参考）契約保証金について

<沖縄県財務規則>

第 101 条　令第 167 条の 16 第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

２　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（１） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

（２） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

（３） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（４） 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

（５） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

（６） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（７） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（８） 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

（９） 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（10） 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（11） 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

（12） 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（13） 令第 167 条の２第１項第５号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

（14） 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が１件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。